

# 交通死被害者対策マニュアル

～事故の真実を求めて～

追補版

TAV 交通死被害者の会



## 目次

追補版作成にあたって	2
㊦ 交通死減少の影で増え続ける後遺障害者	2
被害者参加制度	3
被害者参加制度とは	3
刑事訴訟法 第316条	3
対象事件および対象者(第316条の33第1項)	5
参加申出の手続(第316条の33第2～3項)	6
被害者参加人等の公判期日への出席(第316条の34)	6
被害者参加人等の意見に対する検察官の説明義務(第316条の35)	6
被害者参加人等による証人尋問(第316条の36)	6
被害者参加人等による被告人質問(第316条の37)	7
被害者参加人等による論告(第316条の38)	7
被害者参加人への付添い、遮への措置(第316条の39)	7
国選被害者弁護士制度	7
被害者参加のポイント	7
注意点	8
㊦ 損害賠償命令の申立ての制度	8
検察審査会法改正	9
申立ては1回限りに(改悪点)	9
起訴議決2回で起訴に(改善点)	9
公訴時効の撤廃・延長	10
公訴時効改正内容	10
㊦ 自賠償保険の請求時効が変わりました	10
㊦ 裁判員制度	10

## 追補版作成にあたって

TAV 設立から10年を越え、加害者擁護に偏っていた司法もようやく被害者の方を見るようになってきました。2008年12月1日からは「被害者参加制度」が導入され、法廷のバー（傍聴席の柵）を越えることが実現しました。2009年5月21日からは「裁判員制度」が導入され、同時に、「検察審査会法」も改正されました。そして、2010年4月27日には「公訴時効の廃止・延長」が決まり、公布・即日施行されました。

杜撰な捜査、血の通っていない司法により闇に葬られた多くの生命と、その被害者遺族の積み重ねてきた涙と汗が、これらの改革の土台にあることを確認し、まだまだ不十分な交通事件処理システムに立ち向かうためにも、これらの制度を理解し、新たな権利を最大限に行使していくことが重要です。この追補版がその一助となることを願っております。

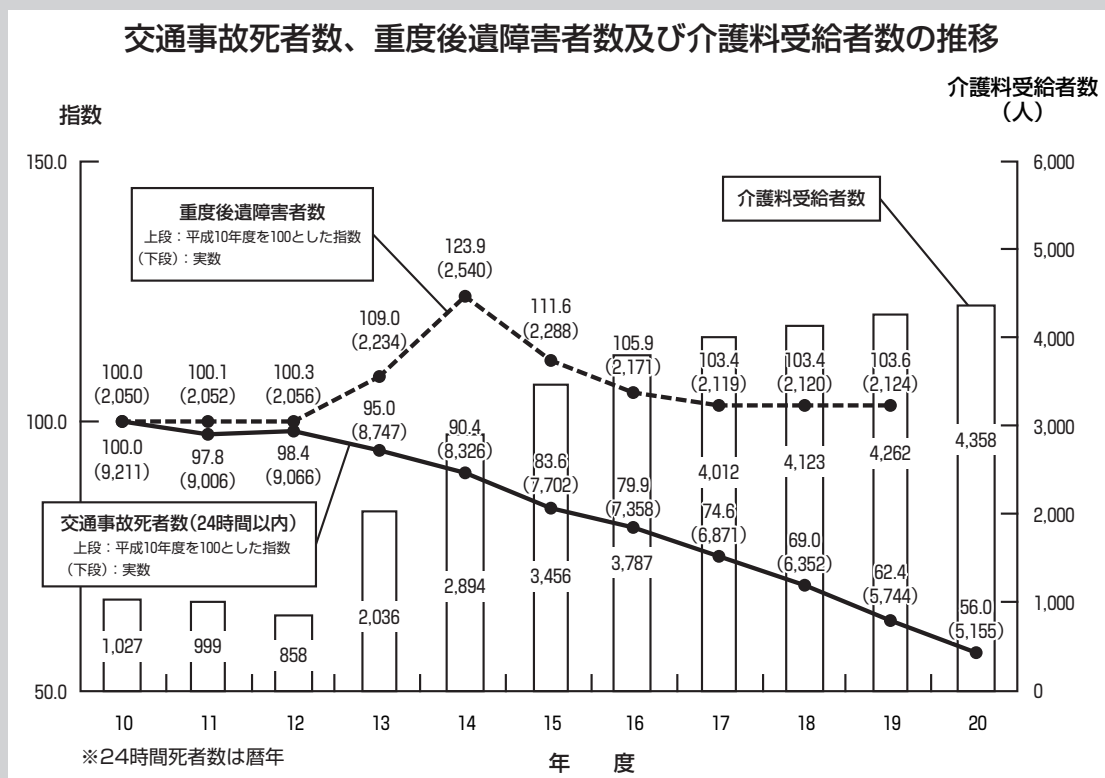
追補版作成にあたってご協力いただいた会員の方々および大嶋実弦弁護士、中西 啓弁護士、坂本 哲弁護士に厚くお礼申し上げます。  
(研究会)

### 交通死減少の影で増え続ける後遺障害者

これは、国交省から入手したグラフです。

交通死者数の減少ばかりが強調されていますが、シートベルト着用率向上、エアバッグの標準装備、医療技術の進歩などによって生命だけはとりとめることができても、重い後遺障害に苦しむ被害者とその家族は増え続けているのです。

平成14年に行われた自賠法の改正の影響が気になります。より「被害者保護」に考慮した改正とされていますが、改正後に重度後遺障害者数(1~3級)が減少しているのは何故なのでしょう？ 政府再保険制度が廃止され、規制緩和による民営化がなされたことによって保険会社の裁量が増した結果等級の認定が難しくなったのであれば大問題です。



## 被害者参加制度

### ▶被害者参加制度とは

2008年12月1日から導入された制度(この日以降に起訴された事件に適用)。一定の事件(刑事訴訟法第316条の33第1項参照)について、被害者・遺族(被害者参加人)およびこれらの委託を受けた弁護士(被害者参加弁護士)が刑事訴訟に参加する制度。公判期日に出席して、証人尋問、被告人質問および論告を行うことができる。

### ▶刑事訴訟法 第316条

まず、関連法条である刑事訴訟法「第三節 被害者参加」の条文を記します。

**第三百十六条の三十三** 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。

一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪

二 刑法第七十六条 から第七十八条 まで、第二百十一条、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪

三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪(第一号に掲げる罪を除く。)

四 前三号に掲げる罪の未遂罪

○2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

○3 裁判所は、第一項の規定により被告事件の手続への参加を許された者(以下「被害者参加人」という。)が当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人に該当せず若しくは該当しなくなつたことが明らかになつたとき、又は第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため当該被告事件が同項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならない。犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して被告事件の手続への参加を認めることが相当でないと認めるに至つたときも、同様とする。

**第三百十六条の三十四** 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができる。

○2 公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならない。

○3 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができる。

○4 裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。

○5 前各項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

**第三百十六条の三十五** 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べることができる。この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならない。

**第三百十六条の三十六** 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

- 2 前項の申出は、検察官の尋問が終わった後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わった後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判長は、第二百九十五条第一項から第三項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

**第三百十六条の三十七** 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を発することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を発することを許すものとする。

- 2 前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に関係のない事項にわたるときは、これを制限することができる。

**第三百十六条の三十八** 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。

- 2 前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。
- 4 第一項の規定による陳述は、証拠とはならないものとする。

**第三百十六条の三十九** 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しく

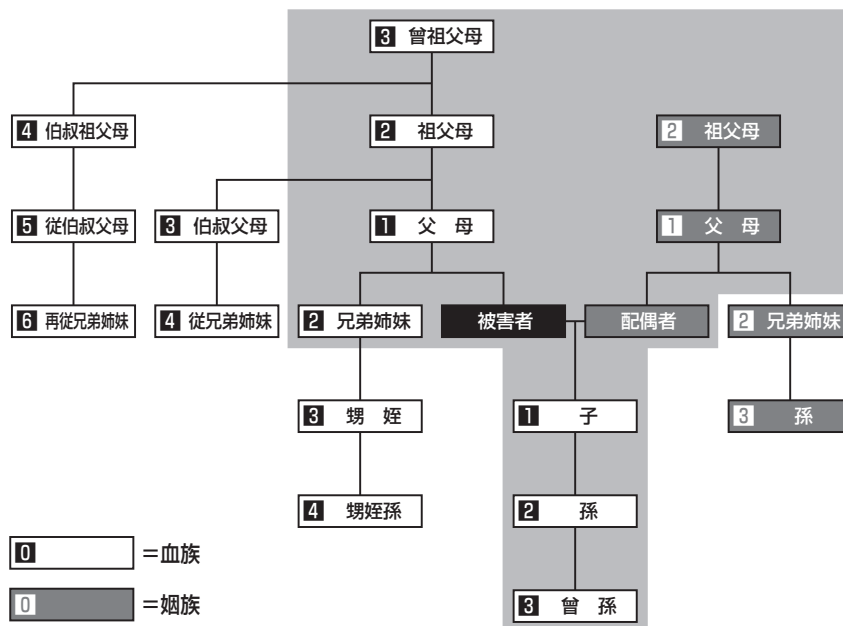
は訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

- 2 前項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。
- 3 裁判所は、第一項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者が、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認めるに至ったときその他その者を被害者参加人に付き添わせることが相当でないと認めるに至ったときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。
- 4 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。
- 5 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

▶対象事件および対象者(第316条の33第1項)

被害者参加制度の対象となる事件には、危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪、業務上過失致死傷罪、重過失致死傷罪が含まれます。

参加対象者は、「被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士」とありますが、「被害者等」とは刑事訴訟法第290条の2にある「被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹。」となります。下記「親等図」の網掛け部分が該当する範囲です。



### ▶参加申出の手続(第316条の33第2～3項)

申出は、検察官に対してします。これを受けて、検察官が、意見を付けて裁判所に通知します。

訴因変更によって対象事件に該当しなくなったときや、被害者参加人が対象資格に該当しなくなったときは、参加決定が取消されます。犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して、参加を認めることが相当でないと(裁判所が)認めたときも参加決定が取り消されることがあります。

会員が実際に提出した「被害者参加申出書」を2例紹介しておきます(ご提供ありがとうございます)。

被告人： 被害者：	平成 年 月 日																						
〇〇地方検察庁 御中 (ご担当検察官：〇〇様)	被害者遺族代理人 弁護士 氏名 _____																						
申 出 書																							
頭書事件につきまして、下記の者は、次の各制度を利用致したく、申し出ますので、宜しくお取り計らい下さい。																							
被害者の 氏名 (昭和 年 月 日生)	記 住所 _____																						
なお、本件は被害者参加制度の対象事件ですが、参加弁護士の選定状況は、次のとおりです。 <input type="checkbox"/> 被害者が国選被害者参加弁護士の選定を <input type="checkbox"/> 請求済み <input type="checkbox"/> 考慮中 <input type="checkbox"/> 当職が被害者参加弁護士( <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選 ) に指名済み																							
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">被害者参加制度関連</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 起訴状写しの交付</td> <td><input type="checkbox"/> 公判期日への出席(在廷)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 公判前の証拠の開示</td> <td><input type="checkbox"/> 証人尋問・被告人質問</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 公判前における検察官との意見交換等 (公判期日の調整を含む)</td> <td><input type="checkbox"/> 事実または法律の適用についての意見陳述</td> </tr> <tr> <th colspan="2">その他の被害者支援制度</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 被害者通知制度</td> <td><input type="checkbox"/> 優先傍聴 <input type="checkbox"/> 遺影の持ち込み</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 出所情報の通知制度</td> <td><input type="checkbox"/> 被害者専用待合室の確保</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 再犯防止を図るための出所情報通知制度</td> <td><input type="checkbox"/> 冒頭陳述の内容告知</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 被害者等の所有に係る証拠品の返付</td> <td><input type="checkbox"/> 証言 <input type="checkbox"/> 証人差へい・ビデオリンク</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 廃棄処分への立ち会い</td> <td><input type="checkbox"/> 証人への付添</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 心情についての意見陳述</td> </tr> </table>		被害者参加制度関連		<input type="checkbox"/> 起訴状写しの交付	<input type="checkbox"/> 公判期日への出席(在廷)	<input type="checkbox"/> 公判前の証拠の開示	<input type="checkbox"/> 証人尋問・被告人質問	<input type="checkbox"/> 公判前における検察官との意見交換等 (公判期日の調整を含む)	<input type="checkbox"/> 事実または法律の適用についての意見陳述	その他の被害者支援制度		<input type="checkbox"/> 被害者通知制度	<input type="checkbox"/> 優先傍聴 <input type="checkbox"/> 遺影の持ち込み	<input type="checkbox"/> 出所情報の通知制度	<input type="checkbox"/> 被害者専用待合室の確保	<input type="checkbox"/> 再犯防止を図るための出所情報通知制度	<input type="checkbox"/> 冒頭陳述の内容告知	<input type="checkbox"/> 被害者等の所有に係る証拠品の返付	<input type="checkbox"/> 証言 <input type="checkbox"/> 証人差へい・ビデオリンク	<input type="checkbox"/> 廃棄処分への立ち会い	<input type="checkbox"/> 証人への付添		<input type="checkbox"/> 心情についての意見陳述
被害者参加制度関連																							
<input type="checkbox"/> 起訴状写しの交付	<input type="checkbox"/> 公判期日への出席(在廷)																						
<input type="checkbox"/> 公判前の証拠の開示	<input type="checkbox"/> 証人尋問・被告人質問																						
<input type="checkbox"/> 公判前における検察官との意見交換等 (公判期日の調整を含む)	<input type="checkbox"/> 事実または法律の適用についての意見陳述																						
その他の被害者支援制度																							
<input type="checkbox"/> 被害者通知制度	<input type="checkbox"/> 優先傍聴 <input type="checkbox"/> 遺影の持ち込み																						
<input type="checkbox"/> 出所情報の通知制度	<input type="checkbox"/> 被害者専用待合室の確保																						
<input type="checkbox"/> 再犯防止を図るための出所情報通知制度	<input type="checkbox"/> 冒頭陳述の内容告知																						
<input type="checkbox"/> 被害者等の所有に係る証拠品の返付	<input type="checkbox"/> 証言 <input type="checkbox"/> 証人差へい・ビデオリンク																						
<input type="checkbox"/> 廃棄処分への立ち会い	<input type="checkbox"/> 証人への付添																						
	<input type="checkbox"/> 心情についての意見陳述																						

〇〇〇地方検察庁 検察官 殿			
被 害 者 参 加 申 出 書			
下記事件の刑事裁判手続に参加したいので申し出ます。			
申出年月日	平成 年 月 日	被害者との関係	
申 氏 名			
出 住 所			
人 電 話			(自宅・携帯・勤務先)
被害者本人の氏名	※申出人が被害者本人の場合は記入不要です。		
記			
事件の標示			
被告人氏名	●●●●		
起訴罪名	自動車運転過失致死傷罪		
起訴年月日	平成●●年●●月●日		
起訴検察官	検事 ●●●●		
<small>※ この申出書は、刑事訴訟法316条の33に規定されている申出をするための書面です。  (委託を受けた弁護士が作成する場合は、この書式によらず、別途作成願います。)  参加を申し出ることができるのは、法律で定められた一定罪名で起訴された事件の  (1) 被害者本人  (2) 本人が死亡し又は心身に重大な故障がある場合には、被害者の配偶者、直系の親族、兄弟姉妹  (3) 被害者の法定代理人  (4) (1)～(3)の人から委託を受けた弁護士  です。</small>			

### ▶被害者参加人等の公判期日への出席(第316条の34)

被害者参加人等は、公判期日に出席することができます。裁判所は、公判期日等を被害者参加人に通知しなければなりません。被害者参加人等の人数が多い場合等には、裁判所が代表者を選定するように求めることがあり、諸事情を考慮して、公判期日の全部又は一部への出席を許可しないこともあります。

### ▶被害者参加人等の意見に対する検察官の説明義務(第316条の35)

被害者参加人等は、検察官のやり方(権限の行使・不行使)に意見を述べるすることができます。そして、検察官は、それに対して理由を説明しなければなりません。

### ▶被害者参加人等による証人尋問(第316条の36)

裁判所は、被害者参加人等から証人尋問の申出があれば、諸事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項(犯罪事実に関する内容は不可)についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について証人尋問を許可します。

この申出は、検察官の尋問が終わった後(検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わった後)に、尋問の内容を明らかにして、検察官にします。検察官は、これに意見を付けて、裁判所に通知します。



裁判長が、被害者参加人等の尋問内容が不適切と判断したときは、尋問を制限されることがあります。

#### ▶被害者参加人等による被告人質問(第316条の37)

裁判所は、被害者参加人等から被告人質問の申出があるときは、諸事情を考慮し、相当と認めるときは、質問を許可します。

申出は、内容を明らかにして、検察官にします。検察官は、意見を付けて裁判所に通知します。

裁判長が被害者参加人等の質問が不相当と判断したときは、制限されることがあります。

#### ▶被害者参加人等による論告(第316条の38)

裁判所が諸事情を考慮し相当と認めるときは、検察官による論告の後に、訴因として特定された事実の範囲内で論告をすることができます。

申出は、あらかじめ論告の要旨を明らかにして検察官にします。検察官は意見を付けて裁判所に通知します。

裁判長が、被害者参加人等の論告が訴因として特定された事実の範囲を越えると判断したときは、制限されることがあります。

被害者参加人等による論告は、証拠とはなりません。

#### ▶被害者参加人への付添い、遮への措置(第316条の39)

裁判所が相当と認めれば、一定の理由により、被害者参加人に付添人による付添い、被告人又は傍聴人と被害者参加人との間の遮への措置を求めることができます。

#### ▶国選被害者弁護士制度

被害者参加人の資力(預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額)から療養費等の額(参加を許可された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から3月以内に支出することとなると認められる費用の額)を控除した額が基準額(150万円)に満たない場合は、当該被告事件の係属する裁判所に対して、被害者参加弁護士を選定することができます(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律5条1項)。

この請求は、日本司法支援センター(法テラス)を経由してしなければなりません。そして、資力等の申告書を提出する必要があります。なお、請求にあたっては、あらかじめ検察官を通じて裁判所から被害者参加の許可を受けなければなりません。

#### ▶被害者参加のポイント

##### • 弁護士に関して

被害者参加するために、必ずしも弁護士を頼む必要はありませんが、法律的な専門知識面でサポートしてもらったり、専門家をつけることによって検察官の信用を得やすくなり、証拠の開示などもスムーズに進む可能性が高まると考えられます。また、申請書類の提出や証拠の謄写等の難しい手続きを弁護士に任せられるので、被害者遺族が尋問事項内容や意見陳述書の作成に集中することができます。素人である遺族と弁護士で、検事の対応自体が全く違う場合があるという会員からの報告もあります(遺族に接する態度は、高位的、断定的ですが、弁護士には丁重である)。

##### • いかにして検察官に一生懸命にやってもらうか

被害者参加をしても、それだけで納得のいく刑事裁判が行われることは期待できません。担当検察官が、

一生懸命に被告人の罪を追及してくれなくてはなりません。そのためには、検察官と直接意見を交換し、被害者遺族の心情をよく理解してもらった上で公判に臨むことが必要です。検察官によっては、自分のやり方にこだわり、被害者参加人の意見に耳を傾けようとしないこともあります。自分たちの主張、意見、何を一番追求してもらいたいのか？を明確にしておき、丁寧にお願いしましょう。譲れないところは、明確に主張してお互いに納得することが大切です。後で、後悔しないためにも。

#### ● 証拠の確認

公判前の検察官からの証拠開示に関して、警察から送られてきている証拠の中で開示されていないものに関して重要なものがないかを確認しておく必要があります。第二審段階で、第一審では提出されなかった重要な証拠が出てきた例もあります。検察官は送致された証拠のすべてを公判の証拠として提出するわけではありません。検察官が公判維持に不必要と判断した証拠でも、私たちにとっては重要なものがある可能性もあるのです。最初に証拠は全て開示してもらうようはっきり言うべきです。

最高検察庁が平成20年9月に「被害者参加制度の対象事件の被害者又は委託を受けた弁護士が、第1回公判前に事前に記録の閲覧を求めた場合、検察官は閲覧を認める等弾力的運用に努める」という通達を出しました。まだ件数がそれほど多くはありませんが、ほとんどの事案で記録の閲覧が認められており、その半数以上において謄写までが認められているという報告があります。

#### ▶ 注意点

多くの被害者参加制度経験者から「弁護士被害」が報告されています。弁護士も被害者参加制度に関する知識が浅い上に、交通事件の刑事裁判の経験はほとんどないというのが実情です。にもかかわらず、「仕事をしなければならない」という意識からなのか、検察官と被害者参加人の間に入って、すべてを弁護士を通さなければならないということになり、検察官と被害者参加人の意思疎通が阻害されたり、ひどい場合は「素人は黙っていなさい」と言われ、言いたいことが言えなくなったという例もあります。

事前に、被害者参加に対する考え方などを十分に確認した上で委任するようにしましょう。

## 損害賠償命令の申立ての制度

損害賠償命令とは、刑事裁判において審理の対象となった犯罪事実に基づく被害者の損害賠償請求について、その刑事裁判手続を担当した裁判所が民事の審理も行い、被告人にその賠償を命ずる手続きのことです。

警察・検察段階での捜査が十分になされている事件の場合には、被害者遺族の負担を軽減する効果があると思われませんが、交通事件においては、捜査が十分になされていない場合が大半であり、刑事裁判段階で得られる情報は限られているため、刑事裁判終了後に十分な時間を使って準備をし、改めて提起した民事裁判において事件の真相を追究することが必要になると思われれます。

十分な知識を持たずにこの制度を利用して、あっという間にすべてが終わり、後悔をするということがないように気をつけていただきたいと思います。

## 検察審査会法改正

裁判員制度と同じ2009年5月21日に検察審査会法が改正施行されました。起訴相当議決が2回出れば、裁判所が選定した弁護士により起訴されるという改善点ばかりが報道されていますが、同時に、私たち申立人にとってマイナスになった改悪部分もあります。

### ▶ 申立ては1回限りに(改悪点)

「**第三十二条** 検察官の公訴を提起しない処分<sup>1</sup>の当否に関し検察審査会議の議決があつたときは、同一事件について更に審査の申立をすることはできない。」

今回の改正までは、上記第32条の解釈は、不起訴不当議決により「再捜査」を検察庁が開始した時点で事件は「再起」され、新たな事件番号が付されることを理由に、「同一事件」ではないとされていました。したがって、不起訴不当あるいは起訴相当議決が出た場合には、検察庁が再度の不起訴決定をしても、新たに申立てが受理されていました。

しかし、今回の改正により、

「**第四十一条の八** 検察官が同一の被疑事件について前にした公訴を提起しない処分(不起訴処分)と同一の理由により第四十一条第二項の公訴を提起しない処分をしたときは、第二条第二項に掲げる者(申立人)は、その処分の当否の審査の申立てをすることができない。」

という条文が新たに追加されており、議決の内容に関わらず申立てのチャンスは1回限りとなってしまいました。検察庁によれば、「従来、第32条の解釈において意見の分かれるところがあり、今回の改正で明確にした」とのことです。

しかし、申立人が別の人間になればその限りではないと思われます。

### ▶ 起訴議決2回で起訴に(改善点)

「**第四十一条の二** 第三十九条の五第一項第一号の議決(起訴相当議決)をした検察審査会は、検察官から前条第三項の規定による公訴を提起しない処分(不起訴処分)をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、次項の規定による審査が行われたときは、この限りでない。」

○2 第三十九条の五第一項第一号の議決をした検察審査会は、第四十条の規定により当該議決に係る議決書の謄本の送付をした日から三月(検察官が当該検察審査会に対し三月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間)以内に前条第三項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。」

上記の条文により、起訴相当議決が出された場合には、検察官が再度の不起訴処分を出した場合、あるいは、3ヶ月以上処分を決定しない場合は、検察審査会により「当否の審査」が行われます。したがって、2回目の起訴相当議決のための申立ては必要ないということになります。

その結果、2回目の起訴相当議決が出されれば、検察官が起訴をしなくても、裁判所が選定した弁護士により起訴の手続きが行われます。

## 公訴時効の撤廃・延長

当会では、交通事件における公訴時効の撤廃に関して、法務省のヒアリングにおいて「ひき逃げ事件においては殺人事件同様に撤廃、自動車運転過失致死傷罪に関しては、少なくとも10年以上に延長」という意見を展開してきました。

政府は2010年3月12日の閣議で、殺人などの死刑に相当する罪の公訴時効を撤廃し、人命を奪うその他の罪の時効を原則2倍に延長することを定めた刑事訴訟法改正案を決定し、4月27日の閣議において公布が決まり、異例の即日施行がなされました。

時効が10年になることにより、真相が究明される事件が増えることを願います。また、5年という短期間の公訴時効のために「時効待ち捜査」をされていたものが改善されることを期待します。

致死罪だけの改正となり、重度後遺症事件は現行通りとされることは非常に残念です。

### ▶ 公訴時効改正内容

〈廃止〉

殺人／強盗殺人…………… 25年→廃止

〈延長〉

強制わいせつ致死／強姦致死 …… 15年→30年

傷害致死／危険運転致死…………… 10年→20年

自動車運転過失致死…………… 5年→10年

※上記の全事件に遡及を適用

## 自賠責保険の請求時効が変わりました

【事故日が平成22年3月31日以前となる事案に適用】

傷害の場合は事故があった日から、死亡の場合は死亡日から、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定した日から、それぞれ2年以内です。

【事故日が平成22年4月1日以降となる事案に適用】

傷害の場合は事故があった日から、死亡の場合は死亡日から、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定した日から、それぞれ3年以内です。

## 裁判員制度

刑事裁判において、国民から選ばれた裁判員が裁判官とともに審理に参加する裁判制度。交通犯罪においては、危険運転致死罪のみが該当します（致傷罪は該当しません）。

2009年5月21日に施行されました。裁判は、裁判員6名、裁判官3名の合議体で行われますが、被告人が事実関係を争わない事件に関しては、裁判員4名、裁判官1名で審理することが可能となっています。

裁判員は審理に参加して、証拠調べを行い、有罪か無罪かの判断と、有罪の場合の量刑の判断を行います。法律の解釈についての判断や訴訟手続についての判断など、法律に関する専門知識が必要な事項については裁判官が担当します。

#### ◆編集後記

この追補版は、交通死被害者対策マニュアル第2版発行後に新しく始まったり改正された制度に関してまとめました。

内容に関しては正確を期しておりますが、重要なことに関しては必ずご自身で確認をお願いいたします。このマニュアルの記載によって不利益を被られるようなことがあっても、当会としては責任を負いかねます。

今後の法改正や新しい情報に関しては、随時TAVホームページ上で更新していく予定です。

誤記や内容に関してのご意見は下記TAV交通死被害者の会事務局宛にご連絡願います。

研究会

#### 交通死被害者対策マニュアル（非売品）

2006年5月14日 第1版第1刷発行

2008年3月19日 第2版第1刷発行

2010年5月9日 追補版ウェブ発行

編集：研究会

発行：TAV交通死被害者の会

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目7-12 昭和ビル別館305号

電話 06-6362-7225

ホームページ <http://tav-net.com/>

E-mail [info@tav-net.com](mailto:info@tav-net.com)

※本書の無断転載を禁じます

**TAV**